

# 生活文化施設利用の手引き



©K.Okawara・Jet Inoue



稲城市生活文化施設ふれんど平尾



©K.Okawara・Jet Inoue

稲城市生活文化施設やのくち

# 目 次

1. 生活文化施設の名称、所在地、開館時間等について	1
2. 生活文化施設（部屋）の案内	1
3. 生活文化施設とは	2
4. 生活文化施設の利用について	2
5. 登録の際に必要な書類、手順	2
6. 部屋の申込み方法	3
7. 部屋の使用方法	4
8. その他	5

## 1. 生活文化施設の名称、所在地、開館時間等について

名 称	所 在 地	電 話 番 号
生活文化施設ふれんど平尾 (複合施設ふれんど平尾内)	稲城市平尾1丁目9番地の1	TEL(042-350-1131)
生活文化施設やのくち (第二文化センター内)	稲城市矢野口1780	TEL(042-378-0567)

開 館 時 間	休 館 日
【生活文化施設ふれんど平尾】 火～日曜日 午前9時～午後9時	月曜日 12月29日から翌年1月3日まで ※1月3日が月曜日であるときは、1月4日まで
【生活文化施設やのくち】 火～土曜日 午前9時～午後10時 日曜日、第二・第四月曜日 午前9時～午後5時	第二・第四を除く月曜日 国民の祝日 12月28日から翌年の1月4日まで

## 2. 生活文化施設（部屋）の案内

施 設 名 称	室 名	定 員	飲 食
生活文化施設ふれんど平尾	談話室	25	※原則不可
	市民ホール	50	可
	防音室	30	不可
	201会議室	25	可
	202会議室	25	可
	203会議室	25	可
	204会議室	25	可
	実習室	25	可
	工作室(準備室を含む。)	25	可
	音楽室	30	不可
	301会議室	25	不可
	302会議室	25	不可
	調理室(準備室を含む。)	25	可
生活文化施設やのくち	大広間	40	可
	和室1	24	可
	和室2	16	可
	多目的室	12	可
	談話室	16	※原則不可 (午後5時以降は可)

※部屋の利用を終えた後や部屋の利用を目的としての来館でない場合に、持参した昼食等を取ることをご希望の場合には受付にご相談ください。

### 3. 生活文化施設とは

- (1) 生活文化施設とは、稲城市生活文化施設条例（平成25年稲城市条例第8号）に基づいて設置された施設です。
- (2) 市民の交流活動及びコミュニティの形成の推進を図り、市民生活の向上と文化の発展に寄与することを目的としています。

### 4. 生活文化施設の利用について

生活文化施設は、事前に部屋の予約を行い、使用料を納めて利用することができます。ただし、以下の要件のすべてに該当し、生活文化施設の利用登録を行った団体については無料で使用することができます。

#### 【無料で利用できる団体（登録団体1）の要件】

- (1) 団体の活動目的が生活文化施設条例の目的「市民の交流活動及びコミュニティの形成の推進を図り、もって市民生活の向上と文化の発展に寄与すること」に沿っていること。
- (2) 構成員が5人以上であること。
- (3) 構成員の過半数が稲城市民であること（※）。
- (4) 代表者は成人かつ市民であること（※）。

※ 市民とは、市内在住・在勤・在学のいずれかに該当する方を指します。

※ 講師が主体となって会員を集める活動（カルチャースクール等）は有料利用です。

有料利用を希望する団体についても、利用登録を行うことで公共施設予約システムを使って施設予約を行うことができます。

#### 【有料で利用できる団体（登録団体2）の要件】

- (1) 登録団体1以外のすべての団体
- (2) 代表者は成人であること。

### 5. 登録の際に必要な書類、手順

#### (1) 必要書類

- ① 稲城市公共施設利用者登録申請書（団体）
- ② 公共施設利用者登録申請書補助票（生活文化施設）
- ③ 生活文化施設使用団体構成員名簿
- ④ 稲城市公共施設予約システム団体紹介情報掲載申込書 ※登録団体1のみ

#### 【補助票の記載に関する留意事項】

※年間活動予算は、収入合計と支出合計が同額になっていることを確認してください。

※年間活用予算に記載する会費等は申請年度一年間の金額を記載してください。

## (2) 手続き

- ① (1) の書類を活動する生活文化施設（ふれんど平尾又はやのくち）窓口に出してください。その際に代表者の身分証明書（または在勤証明書等）の提示が必要となります。
- ② 提出された書類をもとに、登録要件を満たす団体かどうかを審査します。審査には概ね2週間程度かかります。登録団体として承認された場合は、『稲城市公共施設利用者登録証（団体）』を発行します。

## (3) 登録の有効期間

団体登録の有効期間は最長2年間です。登録の更新をしようとするときは、登録期間の満了日までに手続きが必要です。満了日はIDカードに記載されていますのでご確認ください。

# 6. 部屋の申込み方法

利用登録をした団体は、公共施設予約システムを利用して、パソコンや携帯電話、スマートフォン、施設窓口等に設置された専用端末から予約の申込みができます。予約申込については、以下のとおりです。

## (1) 予約受付期間（いずれの団体も予約は先着順で、利用当日の予約はできません）

- ① 登録団体 1  
利用希望日の 2ヶ月前の同日午前9時から利用日前日午後9時までが予約受付期間です。
- ② 登録団体 2  
利用希望日の 1ヶ月前の同日午前9時から利用日前日午後9時までが予約受付期間です。

## (2) 予約申込み制限

- ① 生活文化施設ふれんど平尾  
1週間あたり3コマまで
- ② 生活文化施設やのくち  
1週間あたり5コマまで

## (3) 時間帯（コマ割り）

施設名	時間帯	利用時間
生活文化施設ふれんど平尾 (防音室・音楽室以外の室場)	午前9時から午後1時まで	4時間
	午後1時から午後5時まで	4時間
	午後5時から午後9時まで	4時間
生活文化施設ふれんど平尾 (防音室・音楽室)	午前9時から正午まで	3時間
	正午から午後3時まで	3時間
	午後3時から午後6時まで 午後6時から午後9時まで	3時間 3時間
生活文化施設やのくち	午前9時から午後0時30分まで	3.5時間
	午後0時45分から午後2時45分まで	2時間
	午後3時から午後5時まで	2時間
	午後5時15分から午後7時15分まで	2時間
	午後7時30分から午後10時まで	2.5時間

※使用料金は時間単位での計算となります。例：2.5時間の枠⇒3時間分の料金

#### (4) 使用料

- ①使用料は以下のとおりです。また、使用団体の構成員のうち、市民（在勤、在学を含む）の数が過半数に満たない場合には表の2倍の金額になります。
- ②登録団体1が条例の目的に沿って活動をする場合の使用料は免除となりますが、目的外の使用は有料です。  
※使用料金は、1時間あたりの単価×利用希望コマの時間となります。  
実際の利用時間ではありませんので、ご注意ください。

##### 生活文化施設ふれんど平尾

部 屋 名	使用料（1時間あたり）
市民ホール	830円
工作室・調理室	710円
防音室	570円
201～204、301～302会議室、実習室	400円
音楽室	360円

##### 生活文化施設やのくち

部 屋 名	使用料（1時間あたり）
大広間	430円
和室1	330円
和室2	200円
多目的室	200円
談話室	330円

※大広間と和室1は連結しての利用もできます。

※有料利用の場合は、部屋の利用申し込み後、10日以内に窓口で利用料金を納めることで予約が確定します。料金未払いの場合には予約が取り消しとなる場合がありますのでご注意ください。

## 7. 部屋の使用方法

### (1) 部屋を使うとき

- ①申込みをした使用時間帯を守ってください。
- ②申込みをした部屋の使用目的にあった利用をしてください。
- ③グループ運営に必要な消耗品などは各団体で用意して下さい。
- ④必要な備品は事前の申し込みが必要です。
- ⑤全館禁煙です。
- ⑥利用中に入口の施錠をすることは、事故や災害の際に救助の遅れにつながりますのでご遠慮ください。

## (2) 部屋を使い終わったとき

- ①黒板・ホワイトボードなどを使用した時はきれいに消してください。
- ②次に使う団体のために簡易な掃除をしてください。
- ③使用した備品は元の位置に戻してください。
- ④冷房や暖房のスイッチは必ず切ってください。
- ⑤ゴミ類を捨てる場所はありません。すべて持ち帰っていただくようお願いします。
- ⑥施設設備、備品などを破損した時は必ず事務室に連絡してください。
- ⑦ガスの元栓を閉め、照明のスイッチを切ってください。
- ⑧使用報告書に必要事項を記入し、受付に提出してください。

## 8. その他

- ・他の人に迷惑を及ぼす行為があった場合や、職員の指示に従わない場合は、使用を禁止することがあります。
- ・施設又は備品等を損傷・滅失した場合は、職員へ速やかに報告をしてください。場合によって、損害を賠償していただくことがあります。  
(故意に施設を破損する、明らかな過失がある、報告を怠る等)